

平成 28 年 3 月 22 日

各 位

日本通運株式会社

ハイブリッドファイナンス（劣後特約付ローン）による資金調達のお知らせ

当社は、ハイブリッドファイナンス（劣後特約付ローン）（以下、「本劣後ローン」という。）に係る契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本資金調達の意義・目的

本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を有するハイブリッド型の資金調達であり、負債でありながら、利息の任意繰延、超長期の弁済期限、倒産手続き等における劣後的な取扱いなど、資本に類似した性質及び特徴を有しており、株式会社格付投資情報センターより、資金調達額の 50% に対して資本性を認められる予定です。

当社は、資本効率性を維持し「成長」と「財務健全性」を両立するための新たな資金・資本調達手段として、本劣後ローンにより資金調達を実施することを決定致しました。株式の希薄化なしに実質的な財務基盤の強化が可能となり、資本政策の柔軟性向上にも寄与するものと判断しております。

2. 本劣後ローンの概要

本劣後ローンの概要については、下記の通りです。

調達額	500 億円
契約締結日	平成 28 年 3 月 22 日
実行日	平成 28 年 3 月 25 日
資金使途	株式会社ワンビシアーカイブズ（以下、「ワンビシアーカイブズ」という。）の株式取得（※1）に伴い調達した有利子負債の弁済に充当
弁済期日	平成 28 年 3 月 25 日 ただし、平成 33 年 3 月 25 日（以下、「初回任意弁済日」という。）以降の各利払日において、元本の全部又は一部の期限前弁済（※2）が可能
適用利率	平成 28 年 3 月 25 日から平成 38 年 3 月 25 日（同日を含まない）までは 3 ヶ月ユーロ円 LIBOR をベースとした変動金利、平成 38 年 3 月 25 日以降は 1.00% ステップアップした変動金利
利息支払に関する条項	利息の任意停止が可能
劣後特約	本劣後ローンの債権者は、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続

	<p>において、上位債務に劣後した劣後請求権を有する 本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない</p>
<p>格付機関による本劣後ローンの資本性評価（予定）</p>	<p>「クラス3」、「50」（株式会社格付投資情報センター）</p>

(※1) ワンビシアーカイブズの株式取得の詳細については、10月30日付け当社プレスリリース「株式会社ワンビシアーカイブズの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

(※2) 本劣後ローンを期限前弁済する場合には、格付機関から本劣後ローンと同等以上の資本性が認定される商品により本劣後ローンを借り換えることを想定しております。しかし、以下の点をいずれも充足した場合には、同等の資本性を有する商品によって借り換えることを見送る可能性があります。

- ① 連結株主資本金額が、2015年9月期末の対比500億円以上増額されている場合。
- ② 連結株主資本比率が、2015年9月末対比悪化しない場合。

以 上